

0歳
～
5歳

幼稚園

保育所

認定こども園

等

利用ガイド

新規入園・入所希望の方向け

目次

1	利用できる施設	P 1
2	幼児教育・保育の無償化について	P 3
3	教育・保育給付認定	P 5
4	副食費の免除制度	P 7
5	施設等利用給付認定について	P 8
6	教育・保育給付認定の利用手続き	P 9
7	教育・保育給付認定、利用者負担額(保育料)	P11
8	荒尾市の教育・保育施設等一覧	P13

1 利用できる施設

荒尾市には
どんな施設があるの？

「幼稚園」や「保育所」といった施設に加え、幼稚園と保育園の機能をあわせもつ「認定こども園」、0～2歳の子どもの少人数で預かる「地域型保育」といった多様な施設が利用できます。

施設ごとに教育・保育の特色があり、対象となる子どもの年齢や利用できる時間が異なります。

※教育・保育給付認定早わかりチャートはP5へ
※施設への入所を希望する年度における4月1日時点での年齢です。ただし、幼稚園、認定こども園の幼稚園機能については、満3歳から利用可能です。

荒尾市は子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます

荒尾市では、実費負担となった「副食費」について、国による徴収免除制度に加え、本市独自の補足給付事業として、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降を補助の対象とした経済的支援を行っています。また、令和元年11月には小規模保育事業所を開設し、待機児童の解消に取り組んでいます。

引き続き、ニーズに合わせた多様な支援策を実施することで、保育の受け皿を確保するとともに、仕事と家庭を両立しやすい環境を整備し、安心して子育てできる街の実現を目指していきます。



満3～5歳

幼稚園

幼児期の教育を行い、小学校入学に当たっての教育の基礎を作ります。

利用時間：朝～昼すぎ
支給認定：1号

※利用時間の前後や長期休業中に「預かり保育」を行っている施設もあり、共働きでも幼稚園を利用することができます。
※預かり保育とは、通常の教育時間外に保育を行うことです。

0～5歳

認定こども園

幼稚園と保育所の機能をあわせもち、保護者が「働いている」、「働いていない」に関わらず教育と保育を一体的に行います。

幼稚園機能

利用時間：朝～昼すぎ
支給認定：1号
対象年齢：満3～5歳

※利用時間の前後や長期休業中に「預かり保育」を行っている施設もあります。
※預かり保育とは、通常の教育時間外に保育を行うことです。実施内容については施設により異なります。

保育所機能

利用時間：朝～夕
支給認定：2・3号
対象年齢：0～5歳

※通常の保育時間内にお子さんの送迎ができない場合などに対応するために延長保育を実施している施設もあります。

0～5歳

保育所

共働きなど、家庭で保育ができない保護者に代わって保育を行います。

利用時間：朝～夕
支給認定：2・3号

※通常の保育時間内にお子さんの送迎ができない場合などに対応するために延長保育を実施している施設もあります。

0～2歳

地域型保育

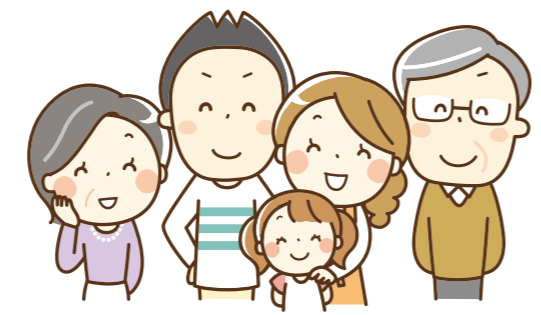
利用時間：朝～夕
支給認定：3号

○小規模保育
少人数(6～19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行います。

※通常の保育時間内にお子さんの送迎ができない場合などに対応するために延長保育を実施している施設もあります。

施設等利用給付認定

新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園や認定こども園に1号認定で預かり保育を利用される場合、一時保育を利用される場合等は、施設等利用給付認定を受けることにより無償化の対象となります。(利用する施設の種類等に応じて上限額があり全額が無料になるわけではありません)



申込方法について

- 新制度に移行している幼稚園や認定こども園の朝から昼すぎまでの利用(1号認定)を希望される場合は各施設に直接申し込んでください。
- 保育所や認定こども園、地域型保育の朝から夕方までの利用(2・3号認定)を希望される場合は市役所子育て支援課(年度当初の申請受付は各施設)に申し込んでください。
- 2・3号認定での利用の場合は、保育が必要な事由が必要です。また、受け入れ可能人数を超える申し込みがあった場合は、保育が必要な事由などの状況に応じて点数を設定しており、点数が高い児童から優先的に入所できるよう利用調整を行います。

幼児教育・保育の無償化について

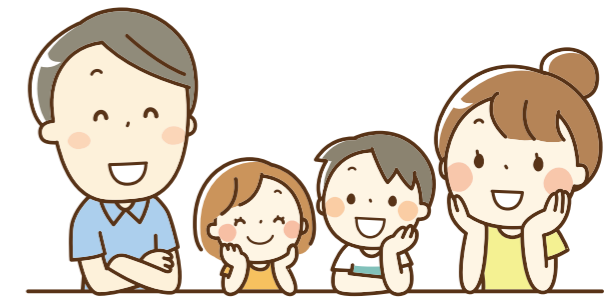
(無償化対象早見表)

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化の制度が始まりました。
 保育所、認定こども園（保育所機能）等を利用する3歳児から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子どもが対象（※）です。
 幼稚園（新制度移行園）、認定こども園（幼稚園機能）については、満3歳から5歳児クラスの子どもが無償化の対象（※）となります。
 預かり保育についても保育が必要な事由がある場合は無償化の対象となります。



「無償化の対象となる費用について」

※保育料は無料となりますが、通園送迎費、給食費、行事費、教育活動費などの費用については無償化の対象外となっています。



幼児教育・保育の無償化について

「教育・保育給付認定」について

施設等利用給付認定について

申し込みの仕方

どんな書類が届くの？

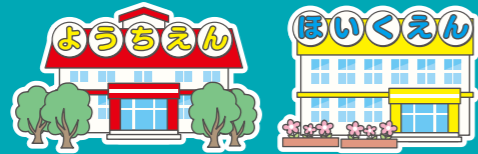
安心な子育てサポート！

施設サービス

対象

内容

- 認定こども園（保育所機能）
- 保育所
- 地域型保育事業



クラス年齢
0～2歳児



住民税
非課税世帯
のみ無償

クラス年齢
3～5歳児



全世帯が
無償

- 認定こども園（幼稚園機能）
- 幼稚園（新制度）
- 幼稚園（私学助成）



幼稚園（新制度）
認定こども園
満3～5歳児



全世帯が
無償

幼稚園
（私学助成）
満3～5歳児



月額
25,700円まで
（入園料
（月額換算）含む）

預かり保育を
利用する場合（※）

保護者の就労等により、
家庭での保育が困難である
世帯に限ります。

満3歳児



住民税
非課税世帯のみ
月額
16,300円まで

クラス年齢
3～5歳児



月額
11,300円まで
※ただし450円×
利用日数の範囲内

※利用する施設が預かり保育を実施していない場合など認可外保育施設の利用料が無償化の対象となる場合があります。

- 認可外保育施設（届出済の施設）
- 一時預かり事業 ……裏表紙
- 病児保育 ……裏表紙
- ファミリー・サポート・センター事業…裏表紙

クラス年齢
0～2歳児



住民税
非課税世帯のみ
月額
42,000円まで

クラス年齢
3～5歳児



月額
37,000円まで

※保護者の就労等により、家庭での保育が困難である世帯であって、認可保育所等を利用していない場合に限ります。

教育・保育給付認定 P5

施設等利用給付認定 P8



教育・保育給付認定

「教育・保育給付認定」ってなに？

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育を利用するために「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

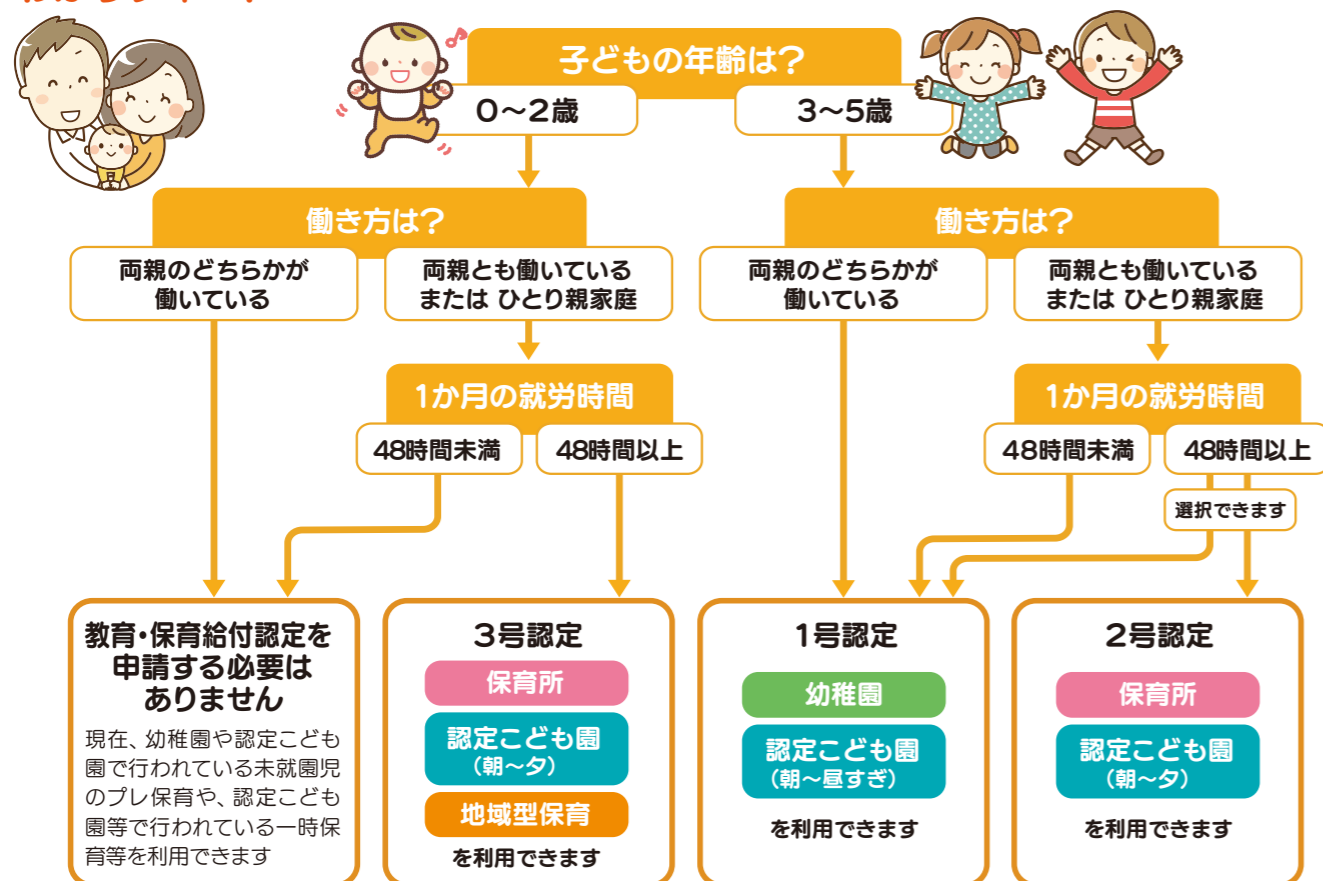
「教育・保育給付認定」には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号～3号の区分があり、利用したい施設と子どもの年齢によって、必要な認定が変わります。

教育・保育給付認定の区分を確認！

利用したい施設		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
満3歳以上	教育標準時間認定 1号認定					
	保育認定 2号認定					※満3歳をむかえた最初の3月31日まで
満3歳未満	保育認定 3号認定					

※実際に受け入れている年齢や利用時間は各施設で異なります。

うちはどうかな？ 早わかりチャート



※施設への入所を希望する年度における4月1日時点での年齢です。ただし、幼稚園、認定こども園の幼稚園機能については、満3歳から利用可能です。

教育・保育給付認定の内容

1号認定 …教育・保育給付認定を受けるために「保育を必要とする事由」は必要ありません。

2号・3号認定 …教育・保育給付認定を受けるために「保育を必要とする事由」が必要です。

保育を必要とする事由

1 保護者が就労している (月48時間以上) 	2 出産の前後2か月間 	3 保護者が病気やけがであったり心身に障がいがある 	4 保護者が親族の介護・看護をしている(月48時間以上)
5 保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている 	6 保護者が求職活動中である 	7 保護者が就学している(月48時間以上) ※通信制は除く 	8 その他、①～⑦に類する状況で子どもの保育ができない場合

※保護者の両方が上記のいずれかの事由にあてはまる必要があります。

1日の保育利用時間は2種類あります

2号・3号認定を受けて保育を利用できる時間は「保育標準時間(最大11時間)」と「保育短時間(最大8時間)」の2種類あり、保育を必要とする事由と保護者の状況によって区分されています。

※実際に保育を利用できるのは各家庭において保育が困難な時間に限られます。
※保護者のいずれかの要件が「保育短時間」であれば、「保育短時間」の認定になります。

●保育標準時間が利用できるのは…



- 【下記の理由で月120時間以上】
- ① 就労 ④ 親族の介護・看護 ⑦ 就学
 - ② 妊娠・出産 ③ 保護者の疾病・障がい ※状況に応じて保育短時間が保育標準時間を認定
 - ⑤ 災害復旧

●保育短時間が利用できるのは…



- 【下記の理由で 月48時間以上120時間未満】
- ① 就労 ④ 親族の介護・看護 ⑦ 就学
- (同じ施設を継続利用する場合のみ)
 ※①就労で利用開始した方が、下の子の育休に入っても継続して希望する場合

※開所時間及び延長保育の時間は各施設によって異なります。

荒尾市にはどんな施設があるの？
 幼児教育・保育の無償化について
 「教育・保育給付認定」ってなに？
 施設等利用給付認定について
 どうやって申し込むの？
 どんな書類が届くの？
 安心な子育てサポート！

4 副食費の免除制度

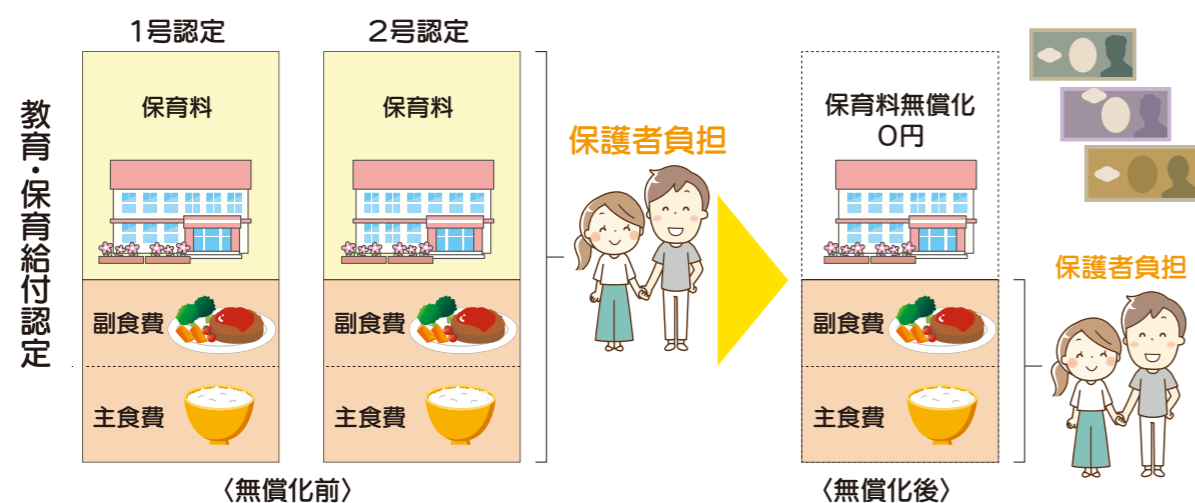
給食に係る費用は保護者の負担となります。給食費は主食費（ごはん・パン代）と副食費（おかず・おやつ代）に分類されますが、次の世帯については、副食費部分の支払は免除されます。



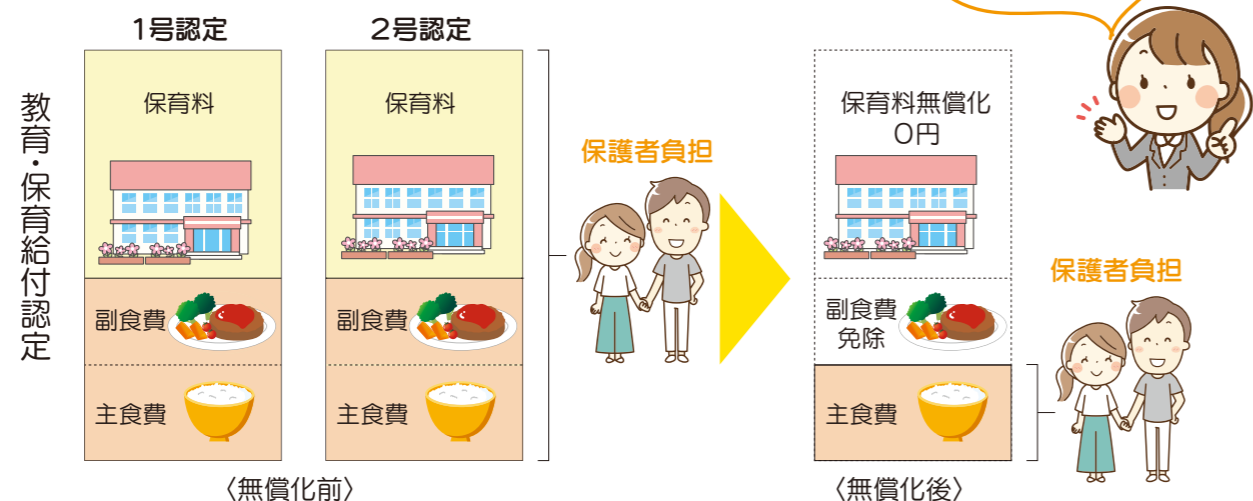
- 認定こども園、幼稚園、保育所に通っている世帯年収360万円未満相当の子ども
- 認定こども園、幼稚園、保育所に通っている第3子以降の子ども
（原則として1号認定は小学校3年生以下の子どもからカウント、2号認定は小学校就学前の子どもからカウントした第3子以降が対象となります）

※3号認定の子どもの給食費は利用者負担額（保育料）に含まれています。

通常のご負担



免除されるケース



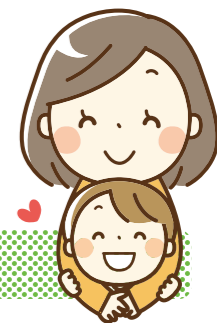
5 施設等利用給付認定について

新制度へ移行していない幼稚園の利用料、幼稚園・認定こども園（幼稚園機能）の預かり保育の利用料、認可外保育施設の利用料等の無償化を受けるためには、あらかじめ「施設等利用給付認定」を受けることが必要です（※）。

施設の種類や年齢により無償化の対象となる利用料の上限額は異なります。

※認可施設を申込み、入所保留となっている場合は、改めての手続きは不要です。

対象 3～5歳のすべての子ども
※満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間
0歳～2歳の、住民税非課税世帯の子ども



①新制度に移行していない幼稚園を利用

- 利用料** 月額上限25,700円まで ※送迎費、給食費、行事費、教育活動費等は、保護者負担
- 対象施設** 新制度に移行していない幼稚園 ※満3歳児から無償化の対象となります。
- 手続き** 施設等利用給付の認定（新1号）が必要です。

②幼稚園・認定こども園（1号認定子ども）の預かり保育を利用

- 要件** 保育が必要な事由があること（教育・保育給付認定の場合と同じです P6）
- 利用料** 最大月額11,300円までで「利用日数×450円」の範囲内
※満3歳の住民税非課税世帯の子どもは、最大月額16,300円まで。
- 対象施設** 預かり保育を実施している幼稚園、認定こども園
- 手続き** 施設等利用給付の認定（新2号・新3号）が必要です。



③保育所・認定こども園の一時預かり事業や認可外保育施設等を利用

※認可保育所、認定こども園、幼稚園等の施設に既に入所している子どもは対象外です。

- 要件** 保育が必要な事由があること（教育・保育給付認定の場合と同じです P6）
- 利用料** 3歳～5歳の子どもは、月額37,000円まで
0歳～2歳の住民税非課税世帯の子どもは、月額42,000円まで
※給食費、行事費等は、無償化の対象外
- 対象施設** 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター
- 手続き** 施設等利用給付の認定（新2号・新3号）が必要です。

※利用する施設・事業が、所在地の市町村から無償化の対象となる施設・事業であることの確認を受け、公示された施設・事業であることが必要です。荒尾市が確認した施設・事業は市ホームページに掲載します。荒尾市が新たに施設・事業の確認をした場合は、随時ホームページを更新します。

※通園送迎費や行事費など、保育料以外の費用は保護者の負担になります。

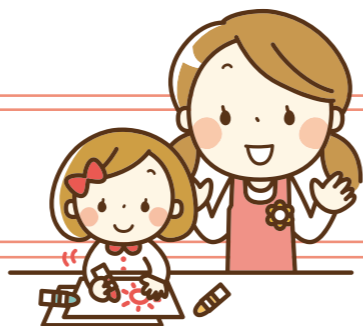
※就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもについても、3歳から5歳までの利用料が無償化となります。

6 教育・保育給付認定の利用手続き

1号認定を受けて利用する場合

《利用施設》幼稚園、認定こども園（朝～昼すぎ）

- 1 施設見学や説明会に参加して希望する施設を検討します。
- 2 希望する施設に願書や教育・保育給付認定申請書等を取りに行きます。（毎年10月上旬～中旬頃）
- 3 願書や教育・保育給付認定申請書等を希望する施設に提出します。（毎年11月上旬～下旬頃）
- 4 入園が内定すると施設から連絡があります。
- 5 荒尾市が認定手続きを行い、認定通知をお送りします。（入所月の前月上旬頃）
- 6 利用予定の施設と所定の手続きを行って入園です。



《入園、入所手続きのスケジュール》

10月	11月	12月	1月	2月
上旬～ 書類配付	上旬～下旬 受付	中旬 聞取調査	中旬 入所選考	中旬 内定通知

- ※上記の受付期間内に提出される場合、申請書類は第一希望の施設に提出してください。
- ※お子様が新しい環境に少しずつ慣れることができるように、2週間から1か月程度の慣らし保育が必要になる場合があります。
- ※慣らし保育期間も入所期間となりますので、入所希望月は慣らし保育期間も含めて記載してください。
- ※2・3号認定で荒尾市外の施設を利用希望の場合は荒尾市子育て支援課にご相談ください。（入所には要件があり、施設所在市町村との調整が必要なため、利用できないこともあります。）
- ※1号認定で荒尾市外の施設を利用希望の場合、利用希望の施設にご相談ください。



どうやって
申し込むの？

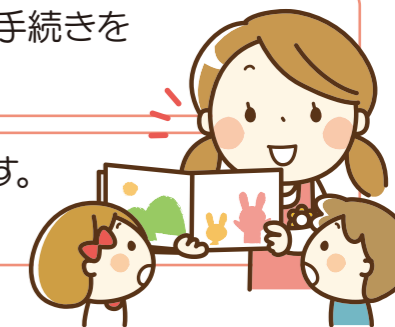


2・3号認定を受けて利用する場合

《利用施設》保育所、認定こども園（朝～夕）、地域型保育

- 1 施設見学等をして希望する施設を検討します。
- 2 第一希望の施設に教育・保育給付認定申請書や必要な添付書類の様式等を取りに行きます。（毎年10月上旬～中旬頃）※
- 3 教育・保育給付認定申請書や必要な添付書類を揃えます。（保育を必要とする事由や世帯の状況によって必要書類が異なります）
- 4 教育・保育給付認定申請書や必要な添付書類を第一希望の施設に提出（荒尾市内の施設のみ）します。（毎年11月上旬～下旬頃）年度途中の入園希望を含めて受付を行います。毎年定員以上の申し込みがある状況です。年度内に利用を希望する場合は必ず年度当初の申し込み時期に手続きをお願いします。
- 5 新規の申込者などを対象に教育・保育給付認定申請内容について荒尾市が聞き取りを行います。
- 6 荒尾市が利用調整、教育・保育給付認定を行います。
- 7 荒尾市から利用調整結果の通知が届きます。（毎年2月中旬頃）
- 8 施設と入園に当たっての準備物等を確認し所定の手続きを行います。
- 9 荒尾市から認定通知・入所決定通知をお送りします。（入所月の前月上旬頃）

※ 教育・保育給付認定申請書や必要な添付書類の様式の一部はホームページからダウンロードできます。



教育・保育給付認定、利用者負担額（保育料）

教育・保育給付認定申請を行った人には、認定内容が記載された「支給認定証」が交付されます。



子ども子育て支援制度 支給認定証

子ども
氏名
生年月日
氏名
生年月日
住所
認定年月日
認定番号
認定区分
認定理由
有効期間
上記のとおり認定する

1号 2号 3号

保育標準時間
保育短時間

熊尾市長の印

A

C

B

D

POINT!

A 認定区分

区分によって
利用できる施設が異なります

満3歳以上	1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（朝～昼すぎ）
	2号認定	・保育所 ・認定こども園（朝～夕）
満3歳未満	3号認定	・保育所 ・認定こども園（朝～夕） ・地域型保育



POINT!

B 保育の利用を必要とする理由

2・3号認定を受けて保育所等を利用する場合は、保育を必要とする事由が必要です。

- 1か月48時間以上労働することを常態としている。
- 出産の前後2か月間。
- 病気もしくは負傷している。精神もしくは身体に障がいがある。
- 同居の親族を常時介護している。
- 震災、風水害、火災のほか災害の復旧に当たっている。
- 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている。
- 学校（大学、職業訓練校など）に通っている。
- 市長が認める①から⑦に類似した状態にある。

POINT!

C 保育必要量

2号認定・3号認定の場合のみ記載

保育を必要とする事由によって、保育必要量の欄は「保育標準時間」「保育短時間」のいずれかを記載しています。

- 保育標準時間…最大11時間※まで
- 保育短時間…最大8時間※まで

※実際に保育を利用できるのは各家庭において保育が困難な時間に限られます。
※保育標準時間認定を申請された場合でも、審査の結果、保育短時間認定となることがあります。



POINT!

D 有効期間

この有効期間内でも、世帯構成や就労状況などに変更が生じた場合は変更の届出が必要です。届出内容によっては認定区分や保育必要量が変更となります。

【1号認定の場合】

- 小学校就学前まで

【2号・3号認定の場合】

- 保育を必要とする理由によって異なります。
- 3号認定は、最長で満3歳の誕生日の前々日までとなります。
- 3号認定は、満3歳になると2号認定に切り替わります。



どんな書類が届くの？



利用者負担額（保育料）

0歳～2歳児クラスの子どもに係る利用者負担額（保育料）は、保護者等（子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及び扶養義務者）の所得等に応じて居住している自治体が決定します。
自治体で決定する利用者負担額（保育料）はどの施設を利用しても変わりませんが、制服代や教材費等は施設により異なり、別途必要となります。

階層区分		利用者負担額（月額）	
区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	均等割の額のみ	13,400円	13,200円
D1	市町村民税所得割課税世帯	48,600円未満	16,100円
D2		48,600円以上 63,900円未満	19,900円
D3		63,900円以上 75,900円未満	22,400円
D4		75,900円以上 97,000円未満	25,400円
D5		97,000円以上 110,700円未満	30,900円
D6		110,700円以上 138,900円未満	35,400円
D7		138,900円以上 169,000円未満	37,200円
D8		169,000円以上 220,800円未満	38,500円
D9		220,800円以上 301,000円未満	40,200円
D10		301,000円以上 397,000円未満	43,500円
D11		397,000円以上	46,500円

利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額について

4月から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税額を基に算定します。税の更正があった場合は、更正のあった翌月から負担額が変更となる場合があります。

多子世帯の減免について

2・3号認定は小学校就学前の範囲で数えて、2人目は半額、3人目以降は免除となります。
また、市町村民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢にかかわらず、2人目、3人目以降の減免が適用されます。

ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯等の減免について

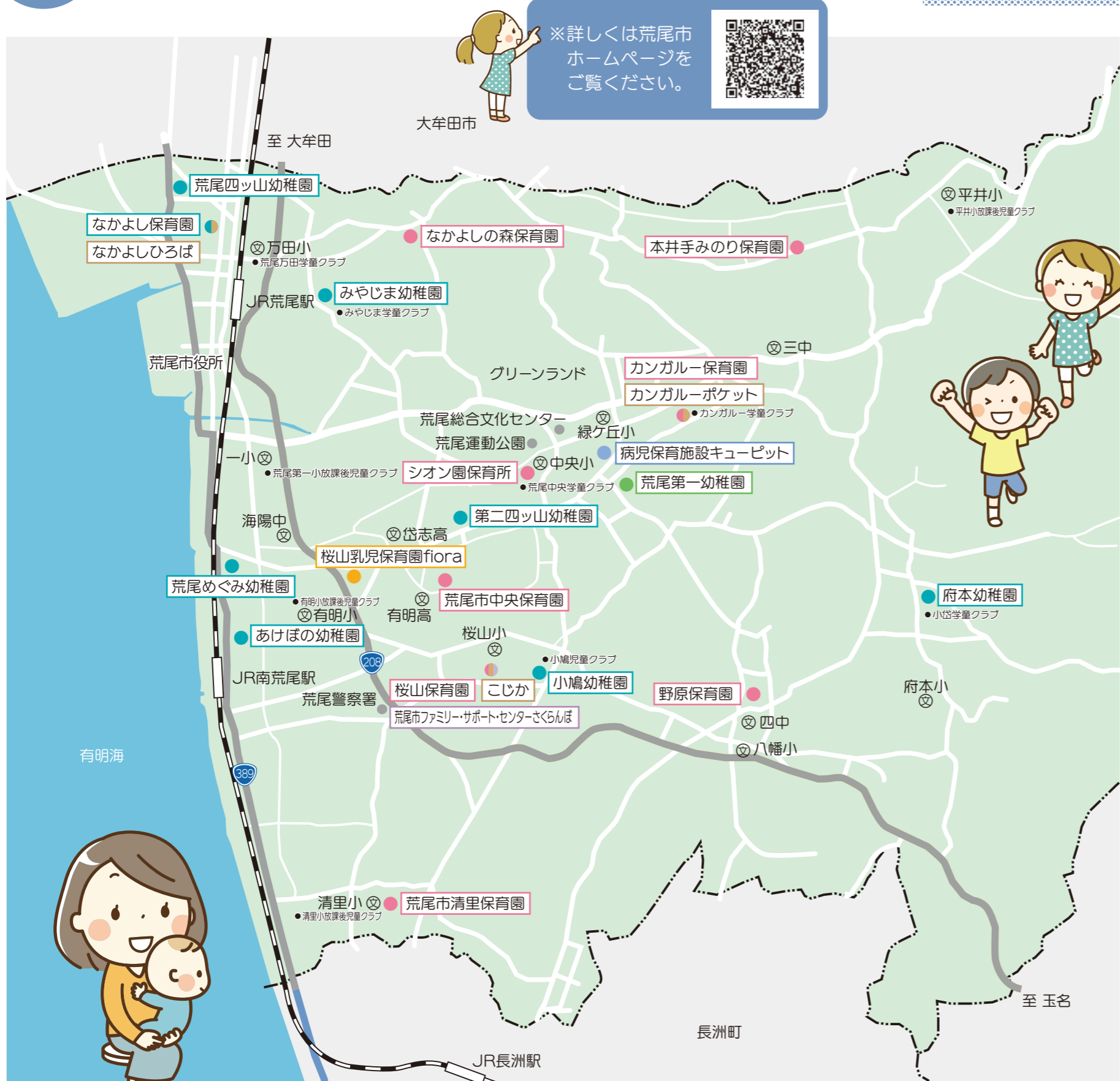
上記の減免に加えて、市町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい者のいる世帯等については、減免措置があります。

熊本県多子世帯子育て支援事業について

18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯で、第3子以降の子どもは保育料が免除となります。ただし、2・3号認定のD10、D11階層の子どもは対象外です。

8 荒尾市の教育・保育施設等一覧

安心な子育てをサポート!



区分	施設名	所在地	電話番号
保育所	荒尾市清里保育園	牛水1622番地	0968-68-4123
	シオン園保育所	荒尾4110番地	0968-62-0853
	桜山保育園	桜山町2丁目12番5号	0968-68-0055
	野原保育園	川登53番地	0968-68-2623
	本井手みのり保育園	本井手1771番地2	0968-66-0694
	荒尾市中央保育園	増永2299番地2	0968-64-1086
	カンガルー保育園	緑ヶ丘3丁目10番地5	0968-65-8655
	なかよしの森保育園	万田167番地2	0968-62-0744
認定こども園	あけぼの幼稚園	増永962番地1	0968-62-0636
	荒尾めぐみ幼稚園	増永647番地2	0968-62-0417
	荒尾四ツ山幼稚園	西原町2丁目3番34号	0968-62-0649
	小嶋幼稚園	一部2182番地266	0968-68-1104
	第二四ツ山幼稚園	荒尾2835番地	0968-62-0971
	府本幼稚園	榊970番地	0968-68-4764
	みやじま幼稚園	万田918番地1	0968-62-6234
	なかよし保育園	日の出町11番24号	0968-62-0749
小規模保育事業	桜山乳児保育園fiora	増永1800番地	0968-82-8963
幼稚園	荒尾第一幼稚園	川登1823番地15	0968-68-0175
	荒尾中央学童クラブ	荒尾4110番地	0968-62-3181
	万田学童クラブ	万田777番地	0968-69-0170
	小嶋児童クラブ	一部2182番地266	0968-68-1104
	カンガルー学童クラブ	緑ヶ丘3丁目10番地5	0968-65-8655
	小岱学童クラブ	榊970番地	080-4880-0242
	みやじま学童クラブ	万田918番地1	0968-62-6234
	平井小放課後児童クラブ	上井手1108番地	080-3598-5165
	有明小放課後児童クラブ	一部305番地	080-3598-4685
	清里小放課後児童クラブ	牛水1555番地	080-3598-4925
	荒尾第一小放課後児童クラブ	荒尾981番地2	080-3598-5042
	地域子育て支援拠点	こじか	桜山町2丁目12番5号(桜山保育園内)
なかよしひろば		日の出町11番24号(なかよし保育園内)	0968-62-0749
カンガルーポケット		本井手1558番地117(カンガルーハウス1階)	0968-65-8655
ファミリー・サポート・センター	荒尾市ファミリー・サポート・センターさくらんぼ	桜山町2丁目12番5号(桜山保育園内)	0968-68-0055
病児保育	病児保育施設キュービット	荒尾4160番地256(こどもクリニック友枝内)	0968-65-8181

荒尾市には様々な施設があるの??
 幼児教育・保育の無償化について
 「教育・保育給付認定」について
 施設等利用給付認定について
 こじかについて申し込みの??
 どんな書類が届くの??
 サポート! 安心な子育て

よくある質問



①妊娠中でも申し込みできますか？

A 妊娠中でも申し込みできます。年度当初の申請は、年度途中の入所希望を含め、P9のスケジュールで受付をしています。年度当初の申し込みで定員に達する場合もあり、以降は欠員補充としての受付となりますので、年度途中の利用を希望される場合は必ず当初の申込時期に申請してください。(年度当初に申請してもご希望どおりに入所ができない場合もあります。)

②保育所と認定こども園の違いは？

A 就学前の子どもの教育・保育を行うという点についてはどちらの施設も大きな違いはありません。保育所は利用に当たって保護者の就労など「保育を必要とする理由」が必要となります(2号・3号認定)が、認定こども園は「保育を必要とする理由」が無い場合でも利用できる(1号認定)点が異なります。また、施設により教育・保育の方針など違いがありますので、可能な限り施設を見学し、施設の特色や教育・保育の利用希望時間などに応じて利用希望の施設をご検討ください。

③市外の教育・保育施設に預けたいのですが？

A 1号認定で利用する場合は利用希望の施設にご相談ください。2・3号認定で利用する場合は、施設の所在する市町村との利用調整(保護者が施設の所在する市町村で就労している場合や出産のため里帰りするなどの要件が必要となります。)が必要となりますので子育て支援課にご相談ください。

④認可の保育所等以外で子どもを預けることができる施設はありますか？

A 一時預かりやファミリー・サポート・センターは、一時的に保育が必要となった場合に子どもを預けることが可能です。ファミリー・サポート・センターは事前の会員登録が必要です。また、お勤め先に保育施設が併設されている場合(事業所内保育所)はそちらを利用できます。

地域子ども・子育て支援事業

荒尾市では、「地域子ども・子育て支援事業」として、すべての家庭が安心して子育てができるようサポートしています。

※ファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育は利用料が無償化の対象となる場合があります。(P8参照)

【地域子育て支援拠点】

リズム遊びや親子体操などの活動や園庭開放、育児相談などを行っています。

【ファミリー・サポート・センター】

子育て中の保護者が仕事や急な用事で子どもの世話ができないときに地域の人がサポートする会員同士の相互援助活動です。(事前に利用登録が必要)

【病児保育】

子どもが病気のと看、保護者や保育所等に代わって病院に併設した病児保育施設が一時的にお預かりします。(事前に利用登録が必要)

【一時預かり事業】

荒尾市清里保育園(公立)にて、保育所、認定こども園、地域型保育を普段利用していない子どもを対象に、一時的に保育が困難となった場合に、一時保育を実施しています。

※利用日数、人数には上限があり利用をお断りする場合があります。